

平成22年瑞穂町教育委員会第6回定例会 会議録

平成22年6月24日瑞穂町教育委員会第6回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 戸田 祐佳 君 ・ 2番 森田 義男 君 ・ 3番 吉野 ゆかり 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 大澤 利夫 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 教育総務課長 村野 香月 君 ・ 学校指導課長 黒羽 次夫 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君
庶務係長(事務局) 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第26号 瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

開会 午前9時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年瑞穂町教育委員会第6回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番吉野委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2 委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。今までの報告で、何かご質問がありましたらお願いいたします。

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3 議案第26号瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第26号瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について提案理由のご説明を申し上げます。瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校指導課長 議案第26号瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令についての詳細をご説明申し上げます。本案は、超勤代休時間、半日単位の年次有給休暇等の導入及び文言の整理をするため、訓令の一部を改正する必

要があるため、提案するものです。

具体的には、第4条関係の別表を次のように改めるものです。詳細につきましては、新旧対照表をご覧ください。まず、2ページ目の改正後の別表、第6号に超勤代休時間の表示を追加します。超勤代休時間とは、一月に60時間を超える超過勤務をした場合、60時間を超えた時間について、正規の勤務時間の一部又は全部を代休時間として指定することができるものです。同じく改正後の別表の第9号のイに半日単位の年次有給休暇の表示を追加するものです。次に4ページをご覧ください。同じく改正後の別表の第27号に短期の介護休暇の表示を追加します。介護休暇は無給休暇ですが、今回追加された短期の介護休暇は、1日を単位とし、5日まで有給休暇として取得することができる制度です。

また、東京都立学校職員出勤記録整理規程に合わせ、文言の整理をいたします。新旧対照表1ページをもう一度ご覧ください。改正前の別表、第1号に週休日又は休日の出勤について「出」と表示することとなっていますが、東京都の規程には現在この表示がありませんので、今回削るものです。この改正に伴って、別表の第2号以下を1号ずつ繰り上げる必要があるため、この部分を引用している第4条第3項中「第1号から第4号まで」を「第1号から第3号まで」に改めるものです。

次に6ページをご覧ください。同じく改正前の別表、第41号で遅参の表示を「遅」、第42号で早退の表示を「早」となっていますが、こちらも東京都の規程に合わせ「遅参」及び「早退」とそれぞれ改めるものです。

この訓令は、平成22年7月1日から施行しますが、改正後の別表第6号の超勤代休時間の表示及び第9号イの半日単位の年次有給休暇の表示の規定は、同年4月1日から適用するものです。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

大澤委員長
森田委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんでしょうか。

参考までに、先生の勤務時間、休憩時間及び休憩時間を教えてください。

学校指導課長 勤務時間につきましては、各学校の校長先生が決定します。8時15分から16時45分の学校もあれば、8時20分から16時50分という学校もあります。休憩時間はありません。休憩時間は、15時45分から16時30分あるいは15時50分から16時35分となっています。勤務時間を15分残すという形をとっています。

森田委員 そうしますとお昼休みは先生にはないということですか。

学校指導課長 昼の休憩はないということとなりますが、その理由としましては、給食の時間も給食指導ということになります。したがって、子どもたちが帰ってからが休憩時間となります。

森田委員 半日単位の休暇はどのように区切りをするのでしょうか。7時間45分ということだと、半分で区切るのか、通常ですと午前あるいは午後という考えになると思うのですが。

学校指導課長 8時15分が勤務開始時間の学校の場合、8時15分から12時15分となります。8時20分の場合ですと、8時20分から12時20分となります。

森田委員 時間単位の休暇は残るということによいでしょうか。

学校指導課長 半日単位の休暇は事務職員の場合です。教員のみ時間単位の休暇となります。

森田委員 超勤代休時間は、超勤時間が60時間を超える場合ということですが、年間どの程度の人が該当するのでしょうか。

学校指導課長 事務職員では、ここ数年いません。また、月10時間を下回る程度の超勤時間です。

森田委員 教員については、加算があるということですので、事務職員に対する規程の改正ということによろしいでしょうか。

学校指導課長 教員は一律4%の加算があります。事務職員に対しての規程ということとなります。

戸田委員 公民権行使等休暇及び大学院修学休業の内容の説明をお願いします。

学校指導課長 公民権行使休暇は住民投票や選挙などが該当します。大学院修学休業につきましては、休暇をとって勉強したいという教員がとることとなります。期間は3年以内となります。

大澤委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第26号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

大澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第26号を原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第26号は原案どおり承認されました。以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成22年瑞穂町教育委員会第6回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時15分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員